夏の交通安全県民運動実施要綱

令和2年7月10日（金）～7月19日（日）

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開するものとする。

実施事項

重点	飲酒運転の撲滅	子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～	自転車の安全利用の推進
運転者・歩行者は	○　飲酒運転は犯罪です。 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない。」ことを徹底しましょう。 ○　二日酔い運転にならないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○　飲酒運転と思ったら、迷わず１１０番通報しましょう。	○　横断歩道は歩行者優先です。 運転者は、歩行者の安全確保に努め、歩行者は適切な道路横断に努めましょう。 ○　運転者は、早めのライト点灯とハイビームの効果的な活用に努め、歩行者は、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。 ○　高齢者は、身体機能の変化に応じた安全な運転などを心がけましょう。 ○　交通事故を誘発する「歩きスマホ」「ながら運転」はやめましょう。	○　「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※1） ○　歩道を通行する際は、歩行者優先です。安全運転に努めましょう。 ○　早めにライトを点灯し、反射材用品を着装しましょう。 ○　自転車運転中に携帯電話を使用する等の「ながら運転」はやめましょう。 ○　自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
家庭・地域・職場では	○　飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○　車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。お互いに注意し合いましょう。 ○　出勤前、始業時のアルコールチェックを推進しましょう。	○　交通上の危険な箇所や道路への飛び出し等の危険性、道路横断の方法や安全確認等、身近に起きた交通事故や横断歩道付近における交通ルールについて話し合いましょう。 ○　子供と高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。	○　「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。 ○　安全のために子供にはヘルメットを着用させましょう。 ○　自転車保険に加入しましょう。（※2）
実施機関・団体は	○　福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○　企業・店は飲酒運転撲滅宣言企業（店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。	○　横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○　安全運転サポート車などの普及を促進しましょう。	○　福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 ○　反射材用品の着装やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。

※1　自転車安全利用五則　①　自転車は車道が原則、歩道は例外　②　車道は左側を通行　③　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行　④　安全ルールを守る　⑤　子どもはヘルメットを着用

※2　自転車条例が改正され、１０月１日から、自転車保険への加入が義務化されました。